

化学総合／基礎素材／アジア国際／高分子加工



CSR(企業の社会的責任)が企業の重要な課題として浮上するなかで、リスクマネジメントと内部統制への取り組みはその成否のキを握る。米国での企業不祥事はそれらの重要性を再認識させることになったが、日本でもここに来てその対応が急速に進み始めた。グラント・ソントングループのASG監査法人(本社・東京)の樋口哲朗、金子佐世子両氏に現状をレポートしてもらう。

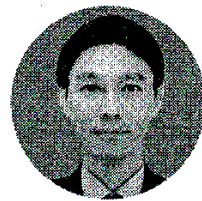
CSR成否のキを握る

リスクマネジメント

企業屈指の大企業であるエンロンが破綻したの

は二〇〇二年十二月。最近になって、バンク・オブ・アメリカがこの関係の株主訴訟において和解し、約六千九百万(約七十五億円)を支払った。この事件をきっかけに、米国のみならず、全世界的にコーポレートガバナンスをはじめ、いろいろな面で改革が行われた。今回のテーマであるリスクマネジメントの出发点として、このエンロン事件を取り上げたい。世界中がここから多くのものを学んだと思う。

ASG監査法人顧問 樋口 哲朗 氏



それではなぜ、このエンロン事件が起こったのか? いろいろな要素が考えられる。

まずは、IT関連産業を中心とした米国の好景気のなかで、年金基金や投資信託などに代表される機関投資家の行動。彼らは自分たちの利益のために常に経営者にプレッシャーをかけた。米国は昔から株主重視の経営が

エンロン事件

根付いていたのである。減価償却費除前利益が、さらにこれに拍車がかかってしまう。この株主重視経営は、短期的な利益を追求し、株価を上昇させ、株主価値を上げさせることによって、株主に高配当を実施し、満足してもらうことを目的としていたともいえる。

さらに、これにともなう経営者自身への報酬もアップし、自分自身も満足していたであろう。このような状況下では一定の利益水準の維持が至上命令であり、損失計上は許されなかったのかも

減価償却費除前利益(どんM&Aを繰り返して、企業は巨大化していったのである。また、外部監査人に対する巨額の報酬の支払い。巨額の報酬を特定の会社からもらっていたら、当然、その会社に依存した行動をとるであろう。さらに、社外取締役の出身母体への巨額の寄付。

は許されなかったのかも。そこで、例えばEBITDA(支払利息、税金、TDA(支払利息、税金、

その結果、何が起ったか? 当然、適切な内部統制などというものは巨大化していく企業、ツギハギだらけの企業に構築できるはずがない。また、経営者は内部統制の構築よりも、企業価値を高めて株主を満足させなければ、自分の立場が危

うくなってしまふ。よって、経営者レベルでの「不正」が横行してしまつたのであつた。確かに、会計に対する不信感も募っていた。世界最高品質と自負していた米国会計基準が、このようなエンロン事件には太刀打ちできなかったからである。しかし、これは経営者自らが行つた不正であり、企業における経営者の絶大な権限のあり方にも問題があつたといわざるを得ないと思う。

米国はそこからの行動が素早い。この不正が発覚してから七月後の二〇〇二年七月三十日には、ブッシュ大統領は企業改革法(サーベンス・オクスリー法)に署名し、法律として成立した。たつた七月月という短期間である。それだけ米国の市場に対する投資家の信頼の回復がいかに大切で

あったかを物語っている。この企業改革法の主要なポイントとしては、①粉飾決算や書類破棄があつた場合の罰則強化②監査法人を監督する独立機関の設置③監査法人の経営コンサルタント等の兼業禁止④CEO、CFOは年次報告書および四半期報告書に記載した諸点について保証する宣誓書の義務化⑤証券アナリストの利益相反防止⑥が挙げられる。この法律の最大の特徴はリスクマネジメントに不可欠な「内部統制」の役割を極めて重視していることにある。

株主価値偏重ゆえの不正

経営者「権限」に大きな波紋

次回(6日付)「サーベンス・オクスリー法」(企業改革法)とその影響について

NA、GOAでも一ヶ月算が悪化している。近々、再度の値上げが必要との交渉を開始。切ったとしている。

CSR成否の力に握る

リスクマネジメント

企業改革法の目的は、SEC登録会社の開示制度の正確性と信頼性を改善し、投資家を保護することであり、不正な財務報告を防止するための法律である。この法律により規制を受ける主な関係者はCEO、CFOはもちろん、監査法人、証券

ASG監査法人顧問 樋口 哲朗 氏

アナリストなどである。その企業改革法は、財務報告および開示に関する内部統制の有効性を確立し、評価し、監視する責任がCEOおよびCFOにあるとしている。経営者は今までもそれなりの内部統制の確立を行ってきたであろう。しかし、ここで法律によって内部統制の有効性の確立、評価およびその監視に関して明確にうたわれてきたのであろうか。確かに一九七七年の海外不正行為防止法により、証券取引法によって財務報告および資産管理に係る内部統制、会計統制システムの導入と維持が求められてきた。しかし、この企業改革法の制定によって、改めて経営者は内部統制の確立に重大な責任があることを認識するこ

「セパレートドキュメント」が企業改革法に与える影響

それに対する評価を行うたてを自ら宣言する義務があることをうたう。また、404条ではCEOおよびCFOに財務報告の内部統制・手続きに関する年次評価を要求しており、これらの統制の有効性を評価し、監査法人が経営者の内部統制報告書に対して

内部統制の重責再認識

経営者に「宣誓」義務付け

とになったことは疑う余地はない。彼らは、有効な内部統制の構築およびその運用に関して重大な責任があり、その責任を果たしていることを自ら宣誓し、開示責任を課されたのである。監査法人が監査を行う

に際して、内部統制の評価を行うたてを自ら宣言する義務があることをうたう。また、404条ではCEOおよびCFOに財務報告の内部統制・手続きに関する年次評価を要求しており、これらの統制の有効性を評価し、監査法人が経営者の内部統制報告書に対して

この302条、404条の導入によって、監査法人への追加的な報酬などを含め、多大な経営者への負担が行われなければならないであろう。しかし、SECは内部統制の重要性を会社に浸透させる必要がある。従来日本でも開示される可能性はあった。従来日本でも開示される可能性はあった。従来日本でも開示される可能性はあった。

次回のは日付「リスクマネジメントと内部統制」について

ては年によって七厘の値上げが実施され、価格が合わせて二割当たり五厘。

CSR成否の力を握る

リスクマネジメント

最近「リスクマネジメント」という言葉は、何でも用いられる。会社におけるリスクマネジメントとは一体何であろうか。人によって、「リスク」の定義が異なっているのが現状である。国語辞典によると、「予期できない危険」と

ASG監査法人顧問 樋口 哲朗 氏

か「危害や損害を受け得る恐れがある」となっている。この定義をビジネス業務のなかで展開してみると、意思決定がなされたことにより発生する予測される結果に内在する不確実性ともいえる。

最近の不確実性の高い時代では、このリスクをマネジメントだけに注目するのではなく、プラス要因も含めたものとしてとらえ、マイナス要因の発生を抑えて、プラス要因の獲得につながる行動をとる必要がある。この一連の行為を「リスクマネジメント」と呼んでいる。これを会計的な見方からすると、損失や費用(キャッシュ・アウト・フロー)の発生を抑えつつ、利益や収益(キャッシュ・イン・フロー)の獲得

リスクマネジメントと内部統制

評価の物差しを明確に

米国COSSレポート リスク多様化に対応

会社によって、コントロールしたリスク、リスクの計量化は行われていないのが現状であろう。よって「高い、中位、低い」というような区分を把握する必要がある。

②リスクの測定・評価 この評価されたリスクについてコントロール可

融機関を除けば、リスクならぬ。このリスクマネジメントの仕組みを日常業務のなかに取り込む必要がある。これが内部統制の構築である。

③リスクへの対応 それでは内部統制を評価する物差しとして、その基礎となるルールを明確にされた、いわゆる「ト

通称「COSSレポート」と呼ばれるものである。これは一九八〇年代前半に金融機関を含む多くの企業の破綻が社会・政治問題となった時に、一九八五年にアメリカ公認会計士協会によって組織された、いわゆる「ト

レドウェイ委員会」から八つになり、目的の設定「事業の特定リスクへの対応」が追加されている。すなわち、旧レポートよりも内部統制の構成要素を拡張し、変化の激しい時代になり、それにとどまらなくなったリスクの多様化に対応したものである。

しかし、最近になって、これが改定され「エンタプライズ・リスク・マネジメント・フレームワーク」と呼ばれる新たなレポートが登場した。旧COSSレポートよりも広範囲な概念を含んでおり、企業改革法404条のモデルとなるであろうといわれている。

COSSレポートの内容は数々の文献にその説明は譲るが、両者の主な相違は、企業目的に「戦略が加わり、財務報告」が「報告」になることにより、非財務情報も含まれた概念になっている。また、構成要素が五つか

次回13日は、「SO法の要求する内部統制報告書の影響」について

材料が値上がりし、同社一度フィルム価格の修正では今春に価格修正を事実実施するとしている。

化学総合_ロ基礎素材/アジア国際/高分子加工

※インフォセンター115
円、難燃PEコンパウン
上塩/継手と塩関連
下同二十五円、変性ポリ
製品が同八%以上。同社

CSR成否の力を握る

リスクマネジメント

前回までに樋口氏が企業改革法(サーベンス・オクスリー法=S.O.法)の概要について説明されたが、今回は、同法の要求する経営者の内部統制報告書に関連した、経営者および外部監査人に対するその影響について述べる。

ASG監査法人マネジャー 金子 佐世子 氏



に経営者が宣誓証明するために、同法は、経営者が自ら、経営する企業における内部統制が適切に計画・設計され、運用・機能していることを文書化し、確かめることを要求している。確かめることとは、実際には、実際の取引を抽出して検証テストをすることが含まれており、経営者は自らの責任において、多くの取引テストを実施しなければならない。



より詳細な知識必要に 監査人の業務も厳格規定

結果として、企業改革法404条が要求する報告書のために、経営者の対応として、現在の社内リソースで対応するか、すべてアウトソースするか、もしくはそのコンビネーションとするか、三つのオプションから選択することになる。多くの

企業改革法によって、公開企業の経営者、会計監査人、および同法404条の要求するテストを経営者から請け負う内部監査担当監査人は、いずれも、従来よりも広範かつ詳細な、内部統制に関する知識が必要とされるようになった。

次回は16日付「企業改革法への対応」に関する内部監査の影響とその変化について

実施すべき検証テストを場合において、米国市場会計監査人がその立場を保持しつつ実施することはない。企業改革法は、企業はもとから組織内に保持しつつ実施することはない。企業改革法は、企業はもとから組織内に保持しつつ実施することはない。企業改革法は、企業はもとから組織内に保持しつつ実施することはない。

改革法404条によって初めてCEOCFOに明確に宣誓証明が要求されているので、それ以前は、どこまで内部監査の結果について報告をあげ承認手続きをとっていたかは企業によって異なっていた。従来より広範かつ詳細な、内部統制に関する知識が必要とされるようになった。

(3)

(第三種郵便物認可)

CSR成否の力ヲ握る

リスクマネジメント

前回は企業改革法の影響で米国公認企業の経営者がどういった要求に応える必要があるか、具体的に内部統制を評価するために監査法人がどのようにかわっているかについて述べてきた。とちらかという日本を経営者の方にとっては、他山の石とまではいわないものの、海外での動向と

A S G監査法人マネジャー 金子 佐世子 氏

として把握すべきものとしてとらえ方がされているようにある。

実は日本においても今年四月一日、監査人の独立性の強化を盛り込んだ改正公認会計士法が施行されている。同法の改正により、企業改革法が導入したと同様の規制が、監査法人に対して日本においても導入されている。しかしこの法改正はあくまで公認会計士に関する法規制であって、企業改革法について企業改革法と同様の要求をするような新法の成立や法改正は行われていない。

しかしながら企業改革法の規制の影響は大きく、米国内だけではなく、企業改革法はその目的を達成するために公認企業会計監査委員会(PCAOB) Publi-

c Companies Accounting Oversight Board)を設立して同法を有効にする体制を整えた。その動きは他国へも及んでいる。

カナダでは、米国の企業改革法成立と同じ二〇

「トップの姿勢」明示を 国際企業めざし体制整備へ

〇二年に、PCAOBと同様の機関CPAB(Canadian Public Accountant Ability Board)が設立された。E Uでも二〇〇四年三月に新指令(Directive)が提案され、二〇〇四年終わりが二〇〇

五年初めにかけてEOA OBと同様の機関が設立される見込みである。日本での先、企業改革法のような法律が成立するが、PCAOBのような機関が設立されるかはまったくわからない。ただ海外においては経

営者への要求が厳しくな(IFRS)に関する同様の機関CPAB(Canadian Public Accountant Ability Board)が設立された。E Uでも二〇〇四年三月に新指令(Directive)が提案され、二〇〇四年終わりが二〇〇

五年初めにかけてEOA OBと同様の機関が設立される見込みである。日本での先、企業改革法のような法律が成立するが、PCAOBのような機関が設立されるかはまったくわからない。ただ海外においては経

営者への要求が厳しくな(IFRS)に関する同様の機関CPAB(Canadian Public Accountant Ability Board)が設立された。E Uでも二〇〇四年三月に新指令(Directive)が提案され、二〇〇四年終わりが二〇〇

五年初めにかけてEOA OBと同様の機関が設立される見込みである。日本での先、企業改革法のような法律が成立するが、PCAOBのような機関が設立されるかはまったくわからない。ただ海外においては経

